

2 回目の加盟国協議に諮られているISPM案

ISPM 8 「ある地域における ペストステータスの決定」の改正

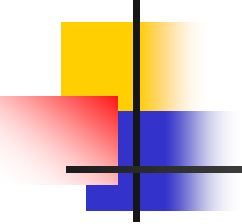


INTERNATIONAL YEAR OF
PLANT HEALTH
2020

農林水産省

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries



ペストステータスとは

○ （ある地域における）有害動植物の状況

現在及び過去の病害虫記録及びその他の情報に基づいて専門家の判断を用い公的に決定される、ある地域におけるある病害虫の現時点における存在又は非存在であって、適切な場合、その分布を含む。

（ISPM 5）

本基準に関する基本情報

取り巻く状況

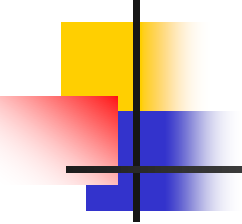
- 本基準（ISPM 8）は1998年に採択
- 1998年以降に「有害動植物無発生生産地及び生産用地の設定（ISPM10）」などの新たな基準が採択

基準改正の目的

- 本基準の採択以降に採択された基準を考慮するため 等

本基準の概要

- ペストステータスの決定に関する内容
- 病害虫の「存在」又は「非存在」の分類
- 情報の信頼性のガイダンス
- NPPO間の情報交換に関する内容



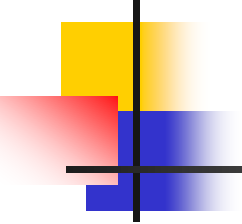
これまでの経緯

- 1998年11月 CPM-1で国際基準として承認
- 2009年11月 基準委員会（SC）で作業プログラムへの追加勧告
- 2010年3月 CPM-5で作業プログラムに追加
- 2013年11月 SCで仕様書を承認
- 2017年9月 専門家作業部会（EWG）会議
- 2018年5月 SCが1回目加盟国協議案を承認
- 2018年7～9月 1回目加盟国協議
- 2019年5月 SCが2回目加盟国協議案を承認
- 2019年7～9月 2回目加盟国協議



現行基準からの主な変更点

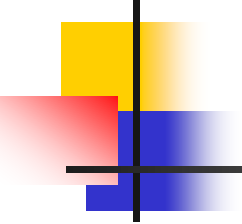
- ペストステータスの分類を、現行の基準の「存在 (Present)」、「非存在 (Absent)」及び「一時的発生 (Transient)」のうち「一時的発生」を削除
- 情報源の信頼性について、付録に記載
(現行の基準では本文中に記載)
- 「存在」、「非存在」の定義に関連する新たな国際基準 (ISPM8の採択以降に策定された国際基準) に沿って修正



本基準の構成

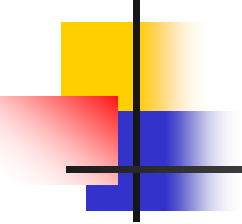
1. ペストステータス決定の目的
2. ペストステータス決定のために使用される情報
3. ある地域におけるペストステータスの記述
4. NPPO間におけるペストステータスの情報交換

付録 1 情報源の信頼性



1 ペストステータス決定の目的

- NPPOは以下の活動を実施する際、ペストステータスの情報を使用することができる（パラ52-60）
 - ・ 病害虫リスクアナリシス
 - ・ 市場アクセス要求の検討
 - ・ 国内、地域又は国際的な病害虫管理の計画
 - ・ 植物検疫規則の制定及び遵守
 - ・ 規制有害動植物リストの作成・更新
 - ・ 病害虫無発生地域等の設定・維持 等



1 ペストステータス決定の目的

○ NPPOの責務 (パラ61-66)

締約国は、有害動植物の発生、異常発生、まん延を報告する義務をもつ

ペストステータスはその地域に責任を持つNPPOによってのみ、決定されるべき

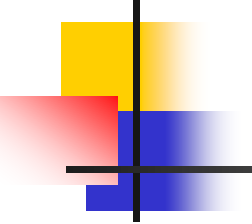
また、NPPOは以下を実施すべき

- 利用可能で最も信頼性のあるタイムリーな情報を用いたペストステータスの決定
- ペストステータスの決定を裏付ける有害動植物に関する記録や証拠の保持
- 適切な場合、ペストステータスの再評価

2 ペストステータス決定のために 使用される情報

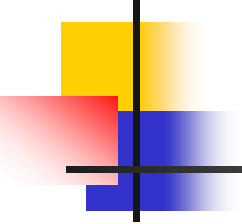
- 病虫害の記録に含むべき情報はISPM 6「サーベイランス」に記載※
- 「付録 1」はNPPOが情報源の信頼性を評価する際に使うことができるガイダンスを提供
- ペストステータスの決定には信頼性の高い最新の情報を用いるべき
- 不確実性が生じる可能性の具体的例示を記載
病虫害の生態に関する情報の不足、分類学的見直し、調査・同定方法が困難、情報源の信頼性 等

※ISPM6「サーベイランス」において、病虫害の記録には、病虫害及び寄主植物の学名、発生場所、調査、調査担当者、同定方法等の情報を含むべきと記載



3 ある地域における ペストステータスの記述

- 診断若しくは研究目的での検疫下における存在や、輸入検査における病害虫の検出は、その地域のペストステータスには影響しない
- ペストステータスの決定には病害虫が分布する現在と過去の記録を含む専門家の判断及び証拠が必要
- ペストステータスはNPPOが確認し、特定の地域について決定



3 ある地域における ペストステータスの記述

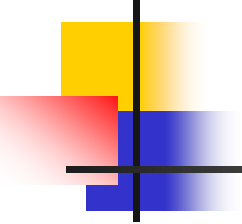
○ 3.1 存在 (Present)

表 1 ペストステータスの分類 存在

○ 3.2 非存在 (Absent)

表 2 ペストステータスの分類 非存在

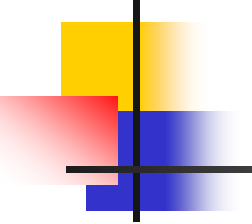
○ 3.3 ペストステータスの決定不可



3 ある地域における ペストステータスの記述

3.1 存在

病害虫が存在し、信頼のおける情報が入手できる場合は、表 1 「ペストステータス 存在」の分類を用いてペストステータスを決定 (パラ89)

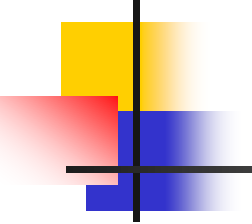


3 ある地域における ペストステータスの記述

3.1 存在（表1 ペストステータス）

- 広く分布する
- 広く分布しておらず公的防除※が実施されていない（ISPM5補足1）
- 広く分布しておらず公的防除が実施されている（ISPM5補足1）
- 低密度発生（ISPM22）

※公的防除：検疫有害動植物の根絶若しくは封じ込めを目的とする又は規制非検疫有害動植物の管理のための強制的な植物検疫規則の積極的施行並びに強制的な検疫手続きの適用（ISPM 5）

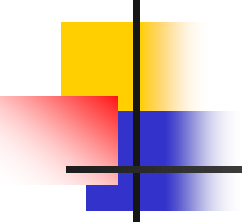


3 ある地域における ペストステータスの記述

3.1 存在（表1 ペストステータス） 続き

- 病害虫無発生地域（ISPM4）を除き存在
- 病害虫無発生生産地又は病害虫無発生生産用地（ISPM10）を除き存在
- 一時的発生（transient）

条件（寄主、気候、季節）が適していないため、又は適切な植物検疫措置が行われたため、定着することが見込まれない

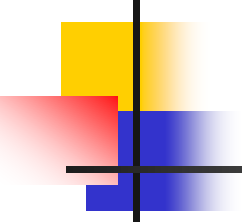


3 ある地域における ペストステータスの記述

3.1 存在

存在が以下のように特定の条件のみの場合は、追加で情報が必要になるかもしれない（パラ107-112）

- 特定の寄主植物のみ
- 密閉された建造物（温室等）内のみ
- 植物園内のみ
- 植物寄主を伴わない環境のみ（例えば土や水）
- 1年のうち決まった時期のみ



3 ある地域における ペストステータスの記述

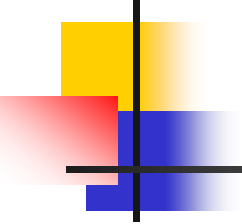
3.2 非存在

非存在であって、信頼における情報が入手できる場合は、表2「ペストステータスの分類 非存在」の分類を用いペストステータスを決定
(パラ114)

3 ある地域における ペストステータスの記述

3.2 非存在（表2 ペストステータス）

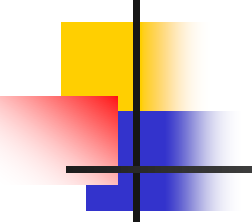
- 記録のない病害虫（ISPM6）
- 病害虫無発生地域（国全体）（ISPM4）
- 病害虫の記録が無効
（分類学上の変更、誤同定、記録ミス等）
- 病害虫が既に存在しない（ISPM6）
（以前は存在していたが、気候、栽培植物の変化、生産方法の変化等により、現在は存在しない）
- 病害虫が根絶された（ISPM6及び9）



3 ある地域における ペストステータスの記述

3.2 非存在

- サーベイランスによって病害虫が存在しないことを示せば「非存在」とすることが可能（パラ135）
- 存在に関する情報が信頼できないものである場合、病害虫は「非存在」とすることが可能。但し、情報不足によって「非存在」とすることはできない（パラ135）
- ある地域で病害虫が検出・発見されても、サーベイランスによって個体群の存在ではないことを示されれば（例：個体の検出）、ペストステータスには影響しない（パラ136）



3 ある地域における ペストステータスの記述

3.3 ペストステータスの決定不可

以下のように、利用可能な情報がペストステータスの決定にあたり不十分な場合がある

- 病害虫が存在している記録があるが、分類学上の命名が曖昧
- 同定や診断の手法が古い

この場合は、IPPC上の義務を果たすため、サーベイランスが必要になることがあり、この情報は他のNPPPOの要求に応じて提供されうる（パラ138）

4 NPPO間における ペストステータスの情報交換

- NPPOは、他のNPPOから要求があった場合、ペストステータスに係る病害虫の記録や証拠を提供する責務がある（パラ140）
- NPPOが発表したペストステータスに対し、他のNPPOが疑義を唱えた場合（輸入国で繰り返し検出される場合や病害虫の記録に矛盾がある等）、二国間で協議し、必要に応じペストステータスを修正（パラ141）
- NPPOは、以下を行わなければならない（パラ142-144）
 - ・ ペストステータスの情報交換の際には、この基準で規定されたペストステータスの分類を使用すること
 - ・ ペストステータスの変更があった場合、必要に応じて他のNPPOや地域植物防疫機関に通知すること

付録※ 1 情報源の信頼性

※付録はガイダンス目的だけのためのものであり、本基準の規定部分ではない

(NPPOの関与の強さ、根拠論文の数、発行元の信頼性などにより以下に挙げる情報源毎に「(信頼性が) 高い、やや高い、やや低い、低い」に分類し、具体的な例を表で示している)

これらの分類はあくまでもガイダンスであり、網羅的なものでない(パラ147)

【情報源】

- サーベイランス(ISPM6)から収集される情報
- 論文審査のある専門誌
- データベース及びウェブサイト
- 論文審査のない公表された専門家情報源
- 未公表の情報

※各国は本付録を本基準に残すか、あるいは基準実施の参考資料とするか意見を求められている

1回目加盟国協議以降の主な変更点

番号	変更箇所	変更内容
1及び4	NPPOの責務（パラ63-66）	旧セクション4（NPPOの責務及び適切な報告の実施）から、情報交換以外の責務にかかる記載をセクション1に移動
3.1	表1 “Present: not widely distributed and under official control（パラ97-98）	局所的に発生しているケースも含むことを明示（the area → a local area, part or parts of the area）
3.1	表1 “Present: transient”（パラ105）	ペストステータスを“Present: not expected to established”から“Present: transient”に修正したうえで、その定義も一部修正
3.3	ペストステータスの決定不可（パラ137-138）	サブセクション（3.3）として独立させるとともに、関連する要件を詳述
付録1	情報源の信頼性に関する指針（パラ146-147）	タイトルを「情報源の信頼性のガイダンス」から「情報源の信頼性」に修正するとともに、当該表による分類はガイダンスを目的としたものであり、網羅的なものではない旨の注意書きを追加

1回目加盟国協議時に我が国が提出した 主なコメント

コメント

3.1 Presence（存在）

存在：定着することが見込まれない
（一時的発生（Transience））

有害動植物は評価され、一時的に発生したものと決定される、すなわち適切な植物検疫措置が適用されているため（例えば、病虫害無発生地域における突発的発生の間）有害動植物が定着することが見込まれない、又は自然条件により病虫害が定着できない。

反映状況

3.1 Presence（存在）

存在：一時的発生（Transient）

条件（例：寄主、気候、季節）が適していないため、又は適切な植物検疫措置が行われているため（例：有害動植物無発生領域地域における突発的発生の間に）、有害動植物が定着することが見込まれないとの結論になることを証拠が裏付けている。（パラ105-106）

➡修文方法は異なるが、我が国コメントの趣旨は反映

1回目加盟国協議時に我が国が提出した 主なコメント

コメント

付録1 情報源の信頼性に関する ガイダンス

この表の情報源の分類は、相対的に信頼性の高い順に示しているが、順位は厳格なものではなく、単に信頼性を評価するガイダンスとして用意されたものであることを認識すべきである。

反映状況

付録1 情報源の信頼性に関するガイダンス

以下の表は、信頼性に基づいて情報源を分類している。これらの分類はガイダンスを目的とするだけであり、網羅的なものではないことを認識すべきである。（パラ147）

- ➡ ガイダンス目的での分類であり、網羅的なものではない点を明文化
- ➡ 「情報源の分類は相対的に信頼性の高い順に示している」とのコメントは反映されず